

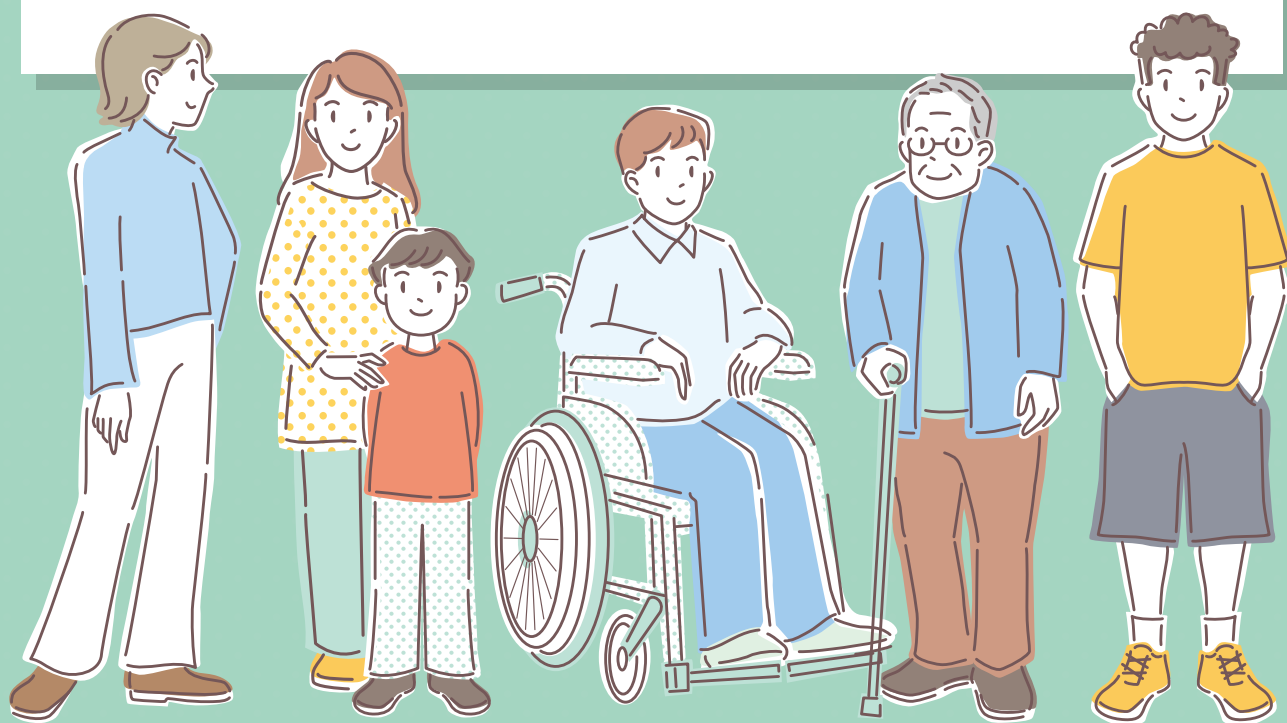
大 子 町

第4次障がい者基本計画

第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画

【 概 要 版 】



令和6年3月

大 子 町

1

計画の目的

本町は、障がいのある人の権利を守り、住み慣れた地域で安全安心に暮らし続けることができるよう、社会の変化や国及び県の動向とともに、計画対象者のニーズを踏まえつつ、「大子町第4次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定し、総合的な障がい者施策のより一層の推進とニーズに応じた障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの展開を図ります。

障がい者基本計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画の関係

① 障がい者基本計画

- 「障害者基本法」に基づく計画
- 基本理念と施策の方向性

② 障がい福祉計画

- 「障害者総合支援法」に基づく計画
- 障がいのある人のための実施計画
- 数値目標、サービス等の確保

③ 障がい児福祉計画

- 「児童福祉法」に基づく計画
- 障がい児のための実施計画
- 数値目標、サービス等の確保

2

計画の期間

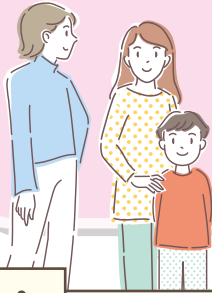
障がい者基本計画は中期的な課題や施策展開の方向性を示すものであり、第4次計画は令和6年度から令和11年度までの6年間で計画期間とします。

一方、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画は、施策の目標値やサービスの見込み量を設定する計画であることから、令和8年度末までの目標値を設定した上で、令和6年度から令和8年度の3年間で計画期間として具体的な見込み量等を設定します。

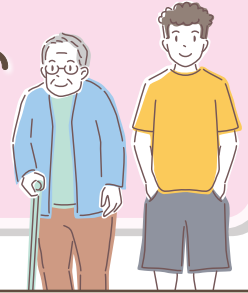
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者基本計画	第4次					
障がい福祉計画	第7期		第8期(予定)			
障がい児福祉計画	第3期		第4期(予定)			

3

基本理念



お互いがわかりあい ささえあい
あしたにつながる だいがまち



4

基本目標

基本目標1 たがいにおもいやるまち

障がいのあるなしに関わらず、ともに地域に暮らす人が手を携えて生活していく共生社会の実現と差別の解消に向けて、住民の理解を深めるため、交流の機会など福祉教育の充実を進めるとともに、ボランティア活動など地域における福祉活動を促進し、お互いにおもいやることができるまちを目指します。

基本目標2 とものにのびゆくまち

障がいのある子どもの状況、環境に応じた保育、療育、教育を充実するとともに、生涯を通じて一貫した支援ができる体制づくりに努めます。また、障がいのある子どもの家族も含めた支援を行い、抱え込みや孤立のない支援体制を目指します。

また、地域資源の活用、創出による福祉的就労の場の拡充を目指すとともに、文化・スポーツなど生涯学習や余暇活動に参加しやすい体制づくりに努め、生きがいのある生活の創造を推進します。このような保育、療育、教育、就労、生きがいづくりの支援を通じ、障がい者のみならず、関わる全ての人も、ともにのび行くまちを目指します。

基本目標3 みんなあんしんのまち

疾病の予防や障がいの早期発見、早期対応を進めるとともに、医療費負担の軽減や地域での診療体制づくりになどに努めます。

また、障害者総合支援法に基づく自立支援給付や地域生活支援事業の充実とともに、虐待の防止や成年後見制度の利用促進など、権利擁護の充実、相談支援やコミュニケーション支援、情報へのアクセスの向上のほか、年金・手当等の支給、貸付・割引制度等により、安心して生活することができるまちを目指します。

基本目標4 いつもこころよいまち

日常生活や社会参加を支援するため、移動環境の充実とともに、住宅改修（バリアフリー化）などによる居住・生活環境の改善、防災対策等の推進に努め、こころよく快適に生活できるまちを目指します。



お互いがわかりあい
ささえあい
あしたにつながる
だいごまち

たがいに
おもいやる
まち

1 広報・啓発活動の充実

- ① 広報活動の充実
- ② 交流機会の充実
- ③ 福祉教育の充実

2 地域福祉活動の促進

- ① 福祉活動の促進
- ② ボランティアの育成及び活動の支援

3 差別解消に向けた取組の推進 ★

- ① 合理的配慮の提供
- ② 窓口対応等の充実
- ③ 情報アクセシビリティの向上等

ともに
のびゆく
まち

1 保育・療養・教育の充実

- ① 障がい児保育の充実
- ② 療育・発育支援体制の拡充
- ③ 特別支援教育の充実
- ④ インクルーシブ教育環境の整備 ★

2 生涯学習・余暇活動の推進

- ① 生涯学習活動の推進
- ② 余暇活動の推進

3 就労機会の拡充

- ① 雇用の推進
- ② 福祉的就労の促進

みんな
あんしんの
まち

1 保健・医療サービスの充実

- ① 健康づくりの推進
- ② 障がいの早期対応体制の充実
- ③ 医療受診体制の充実
- ④ 連携体制の強化

2 福祉サービスの充実

- ① 障害者総合支援法に基づくサービスの充実
- ② 在宅サービスの充実
- ③ 施設・居住系サービスの充実
- ④ 相談・情報提供体制の充実
- ⑤ 権利擁護・虐待防止の推進
- ⑥ 関連機関のネットワークによる連携推進

3 経済的支援の充実

- ① 年金・手当等の充実
- ② 各種割引制度等の活用促進

いつも
こころよい
まち

1 生活環境の改善

- ① 住環境の改善
- ② 住みよい環境づくり
- ③ 移動支援の推進
- ④ 防犯・防災体制の充実

(1) 施設入所者の地域生活移行の目標

施設入所者の地域生活への移行については、国は「令和4年度末時点に入所している障がい者の6%以上が地域生活へ移行すること」、「令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末の入所者数から5%以上削減すること」を目標に掲げています。

本町では、令和4年度末時点の入所者数は39人となっており、入所から地域生活に移行する人数の目標を3人、入所者数の削減目標を2人と設定します。

施設入所者の地域生活移行

国 の 項 目	本 町 の 数 値 目 標
令和8年度末時点の入所者数	37人
計画期間内に入所から地域生活に移行する人数の目標	3人(7.7%)
入所者数の削減目標	2人(5.1%)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、国は保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進し、地域移行や定着を推進することを目標に掲げています。

本町では、令和3年度から保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設けており、今後も関係者による参画のもと、目標設定や評価を行いつつ、地域包括ケアシステムの構築を進め、精神障がい者の地域移行・定着を支援します。

(3) 地域生活支援の充実

地域生活支援の充実について、国は「地域生活支援拠点等」の整備とその機能の充実とともに、強度行動障がい等を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制をすることを目標に掲げています。

本町では、社会資源が限られている中、地域生活支援拠点等が備えるべき機能を計画期間内に全て整備することは困難であることから、既存の障がい福祉サービス事業所などと連携を図りつつ、提供可能な機能の充実に努めていきます。

地域生活支援の充実

国 の 項 目	本 町 の 数 値 目 標
地域生活支援拠点等の整備	提供可能な機能の充実
地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	提供可能な体制の構築
地域生活支援拠点等による支援の実績を踏まえ運用状況の検証・検討	実 施
強度行動障がい等を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備	ニーズに応じて整備を検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行の目標

福祉施設から一般就労への移行について、国は「福祉施設から一般就労への移行者数を令和3年度の1.28倍以上(就労移行支援事業1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上)」を目標としています。

本町では、令和3年度の一般就労移行者実績がないため、福祉施設から一般就労への移行者数の目標は1人と設定します。

福祉施設から一般就労への移行

国 の 項 目	本 町 の 数 値 目 標
令和8年度に福祉施設から一般就労に移行する人の数	1人

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備等について、国は「令和8年度末までに、重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置」、「全ての市町村において、障害児の地域生活への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築」等の目標を掲げています。

本町では、令和7年4月から運用開始予定の「こども家庭センター」に、障がい児支援を提供する機能を付加することで、重層的な地域支援体制の構築を目指します。

障がい児支援の提供体制の整備等

国 の 項 目	本 町 の 目 標
児童発達支援センター※の設置	「こども家庭センター」に、障がい児支援を提供する機能を付加
障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後デイサービス事業所の設置数	1か所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設 置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	設 置

※児童発達支援センターは、障がい児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應できるように支援する施設であり、あわせて地域の障がい児やその家族への相談及び、障がい児を預かる施設への援助・助言などを行う障がい児支援の拠点施設。



(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等について、国は「令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制強化を図る体制を確保」等の目標を掲げています。

本町では、本計画期間内に基幹相談支援センターの設置は想定できませんが、次のとおり相談支援体制の充実・強化等に努めます。

相談支援体制の充実・強化等

国 の 項 目	本 町 の 目 標
総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び基幹相談支援センター※の設置	既存の相談支援体制の充実・強化
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	体制の確保

※基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について、国は「令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する」目標を掲げています。

本町では、茨城県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修へ職員が継続的に参加しており、その取組の継続を含め、次のとおり目標を設定します。

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項 目	目 標
サービスの質向上のための体制の構築	構 築

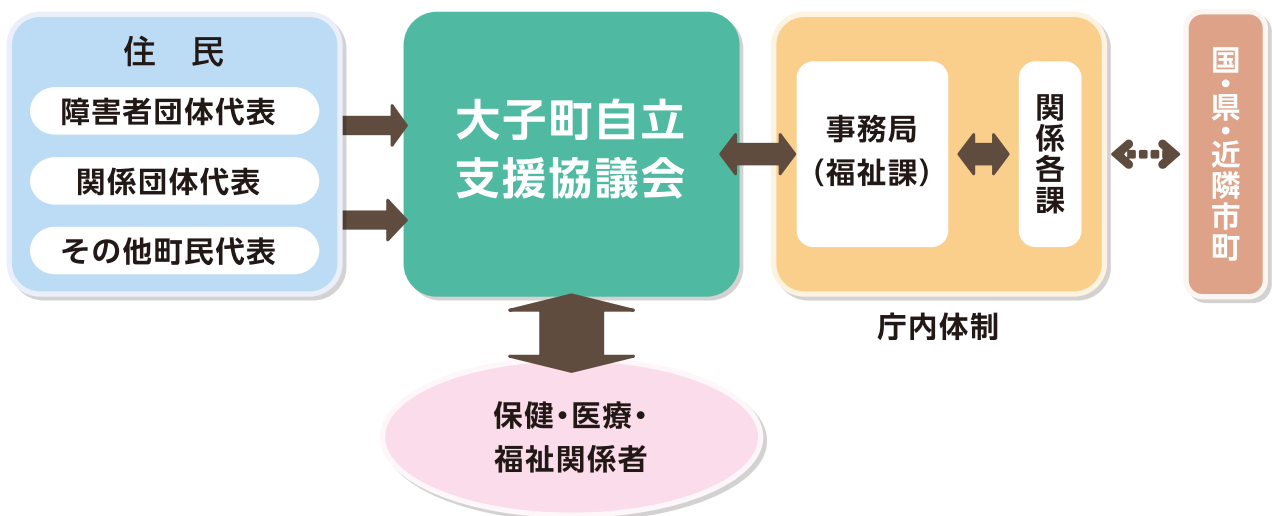


計画の適切な進行管理

第4次大子町障がい者基本計画は、本町の障がい者施策の指針であることから、適切な進行管理に努めるとともに、国の障がい者制度改革の動向にあわせ、必要に応じ適宜見直しを図っていきます。

第7期障がい福祉計画および第3期障がい児福祉計画については、障がい福祉サービスの見込み量等を定める計画であることから、各年度において、サービスの見込量のほか、障がい者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等の状況を点検し、大子町自立支援協議会などで改善策を検討しながら、必要に応じて所要の対策を実施します。

計画の推進体制



また、本計画はPDCAサイクルに基づき進行管理を行い、大子町自立支援協議会で、時期を定めて計画の進捗状況の報告及び評価を行い、随時、施策の見直しに努めます。

第4次大子町障がい者基本計画 第7期大子町障がい福祉計画 第3期大子町障がい児福祉計画 【概要版】

編集・発行

大子町役場福祉課

〒319-3521 茨城県久慈郡大子町大字北田気662番地

電話 0295-72-1117 FAX 0295-72-1167